

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

「令和3年度佐倉城址公園管理業務委託」について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和3年1月6日

佐倉市長 西田 三十五

1 公募型プロポーザルに付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名称 | 令和3年度佐倉城址公園管理業務委託 |
| (2) 業務の場所 | 佐倉市城内町地先 |
| (3) 業務の概要 | ・ 園内管理（園内清掃、ゴミ回収）
・ 植栽管理（低木剪定、三逕亭管理、菖蒲管理、牡丹管理等）
・ 除草管理（肩掛け式除草、ハンドガイド式除草、人力除草）
・ 施設管理（トイレ清掃、側溝等清掃、園内整地）
・ 管理人（夏期、冬期、年始3日間） |
| (4) 契約期間 | 契約日から令和4年3月31日まで |
| (5) 提案限度額 | 37,730,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む） |

2 参加資格に関する事項

令和3年度佐倉城址公園管理業務委託（以下、「本業務」という。）のプロポーザルに参加する提案者は、参加に関する意思表示の書類の提出期限から最優秀提案者及び次点の優秀提案者（以下「最優秀提案者等」という。）決定の日までの間において、次の要件のすべてを満たすものとします。

(ア) 以下のいずれかに該当すること。

佐倉市契約事務要綱（平成13年4月1日施行）第22条第3項に規定する佐倉市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（令和2年10月1日現在）に下記の条件で登載されていること。

- ・ 登録業種：「緑地管理・道路清掃」
- ・ 資格者名簿の登録地区に関する条件：「市内」、「準市内」、「県内」

(イ) 建設業法第3条第2項に規定する建設工事のうち、「造園工事業」の許可を受けている者。

(ウ) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 「佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づく指名停止、又は「佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名除外を受けている者。
- ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は候補者特定日前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。

- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ④民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ⑤地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）。
- (エ) 単独企業であること。ただし、当該業務を協力企業等に再委託等することを妨げない。なお、再委託等する場合は、業務の全部、又は主要な部分を再委託しないこと。
- (オ) 同一人が代表者となっている法人が、重複して参加申込をしていないこと。

3 参加申込に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

次の①～⑤、⑦は各1部、⑥、⑧～⑩は各8部を提出してください。

- ①様式1 「参加申込書」
- ②様式2 「宣誓書」
- ③様式3 「会社概要」及び添付資料
- ④様式4 「関連業務実績」及び添付資料
- ⑤様式5 「見積書」
- ⑥様式6 「業務実施体制」
- ⑦様式7 「業務主任担当者等調書」及び添付資料
- ⑧様式8 「業務実施方針」
- ⑨様式9～12 「企画提案書」
- ⑩様式13 「提案数量表」

(2) 提出期限

令和3年2月4日（木）午前11時00分まで

(3) 提出方法

事前に電話確認の上、事務局に持参してください。郵送・電子メールでの提出は不可とします。

なお受付は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

4 審査方法

(1) 書類審査

提出書類について、選定委員会による書類審査を行います。

(2) ヒアリング

書類審査の内容を補完するためのヒアリングを実施します。ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会において参加者の選出を行うことがあります。

・ヒアリング概要

- ①開催日時：令和3年3月5日（予定）
- ②開催場所：佐倉市役所(当市指定場所)
- ③出席人数：3名以内
- ④時間：応募者1者につき30分程度

5 契約方法

(1)提出された企画提案書等とヒアリングの内容に基づいて、佐倉市と最優秀提案者にて、契約内容に関する協議のうえ、随意契約により契約を締結します。

なお、最優秀提案者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、優秀提案者(次点)との協議を行うものとします。

(2)契約手続きは、佐倉市財務規則(平成元年佐倉市規則6号)等に定めるところにより行います。

なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事由(「2. 参加資格に関する事項」に掲げる要件を一つでも満たさないこと、又は令和3年度佐倉城址公園管理業務委託公募型プロポーザル実施要領「30. 失格」のいずれかに該当することをいいます。)、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、当市は契約を解除できるものとします。

6 企画提案書等における言語、通貨及び単位

- (1) 言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨
- (3) 単位：計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

7 その他

プロポーザル手続きの詳細は、「令和3年度佐倉城址公園管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」によります。

8 事務局

- (1)担当部署：佐倉市都市部公園緑地課
- (2)担当者：大塚、篠永
- (3)所在地：〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
- (4)連絡先 電話：043-484-6165 FAX：043-485-0108
- (5)電子メール：kouen@city.sakura.lg.jp